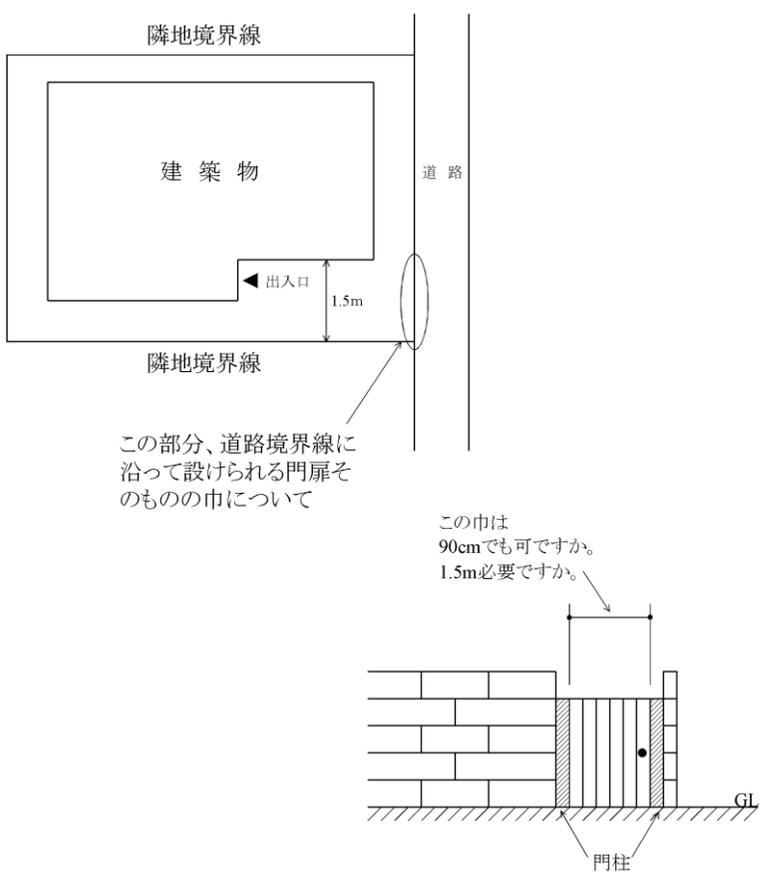
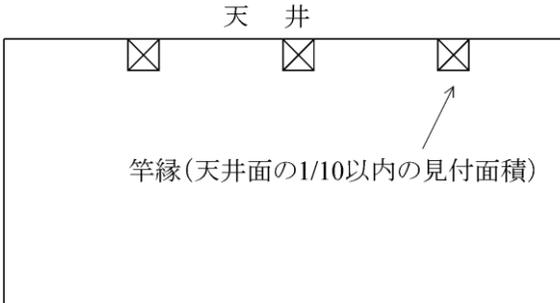


番号	質問項目	質問内容	回答
1	P1	P.1 解説8行目 「システムキッチン本体で区画するなど範囲が限定されているもの」とあるが、吊戸棚がないペニンシュラ型システムキッチン（床に固定されたものに限る）はこれに該当するとしてよいか。	利用が調理のみと、他の部分と明確に区画されていれば、吊戸棚の有無に左右されるものではない。具体的に当たっては各申請先と協議されたい。
2	P19	主要構造部を準耐火構造とした共同住宅について、外廊下部分のほり・柱・床もボード等の防火被覆は必要か。	外廊下部分のほり・柱・床については主要構造部に該当するので、告示に基づき所要の防火被覆が必要となる。
3	P53	①物品販売業を営む店舗で、5階に売場があり、6階以上の階（14階まで）には店舗以外の用途が入る建物で、階段が上まで通じている場合、6階以上も特別避難階段の構造としなくてはならないか。 ②他の部分で直通階段の数が要件を満たしている場合、5階と6階の間に耐火構造の壁（防火設備）を設け、部分階段とすることは可能か。（5階までを特別避難階段）	① 貴見のとおりである。 ② 任意に設けた階段でも原則直通階段となる。よって階段の途中に、避難上支障がある壁や防火設備を設け、部分階段とすることはできない。
4	P82	①1行目「住宅又は長屋の住戸のみが・・・」の「住宅」に共同住宅は含まれているのか（木造2階建て延面200㎡以下の共同住宅に平12建告1436第四イの適用は可能か）。	含まれない。よって記載の告示適用はできない。 なお共同住宅の住戸にあつては、令第126条の2第1項第一号の規定の適用により床面積が200㎡以内で準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画すれば、排煙設備の適用は除外される。
5	P96	図に表記されている「進入可能」の解釈があいまいである。窓先空地のような、ある程度の中が必要なものか。バルコニー側は、都内であれば窓先空地があるので問題ないが、廊下や階段室はプラン上、隣地境界線ギリギリ（民法50cm程度）しか確保していないケースが多い。その場合でも「進入可能」かどうか判断が困難である。	そもそも進入口は、道又は道に通ずる4m以上の通路等に面していなければならない。 このページは、昭和46年12月3日住建発85号に基づき、(1)～(4)の住棟タイプにおいて、①～③までのいずれかを經由して各住戸へ進入できれば、その他の外壁面には代替進入口は不要としたものである。 なお、代替進入口の「進入を妨げる構造」はP99を参照のこと。

番号	質問項目	質問内容	回答
6	P99	<p>共同住宅の場合、階高の関係上、代替進入口の窓は下枠 900 ぐらいのところで設置となり、その結果転落防止のバー（金物）は下図の位置になってしまう。これは「進入をさまたげるもの」の中の手すりに該当してくるのか。</p>	<p>原則、破壊の容易な木製手すり以外のものは「進入をさまたげるもの」に該当する。具体にあたっては、各申請先(所轄消防機関含む)と相談されたい。</p>

番号	質問項目	質問内容	回答
7	P100	<p>下段 解説の文中、「敷地内通路部分に門扉を設ける場合、門扉の開放時に有効幅員を1.5m以上確保する必要がある。」とあるが、下図のように道路境界線に沿って設ける門扉の巾についても1.5mの有効巾が必要か。</p>  <p>この部分、道路境界線に沿って設けられる門扉そのものの巾について</p> <p>この巾は90cmでも可ですか。1.5m必要ですか。</p>	<p>貴見のとおり必要である。</p>

番号	質問項目	質問内容	回答
8	P113	 <p>天井</p> <p>竿縁(天井面の1/10以内の見付面積)</p> <p>見付面積とは見上げ面積なのか。またはコの字で面積をとるのか。</p>	<p>ここでいう見付け面積とは天井面に占める表面積のことである。よってコの字の面積である。</p>
9	P130	<p>① 4行目の物品販売業を営む店舗の一角にある喫茶店・・・とは、百貨店やスーパーマーケットなどで営業しているものを指しているのか。</p> <p>② 最近では駅ビル等で飲食店や物品販売店舗の入った複合ビルが増えているが、それらについても同様に扱って構わないのか。</p> <p>③ 管理者が同一とは、店舗の管理権原者を指しているのか。</p>	<p>① 解説にあるとおり、統一のとれた管理・避難が可能なものであり、直接営業しているものに限定するものではない。</p> <p>② このページの四行目ただし書き以下に「・・・物品販売業を営む店舗の一角にある・・・」とあり、いわゆる連続式店舗を対象としたものではない。</p> <p>③ 消防法の管理権原者を直接指すものではない。</p>

10	P 133	<p>防火区画の壁・床にエキスパンションジョイントを設ける場合はどのように取り扱うべきか。</p>	<p>防火区画の壁・床に設けるエキスパンションジョイントについては、下記の取扱いが従来なされていた。ただし、平成12年6月1日の法改正施行を踏まえ、本書2002版よりこの取扱いは削除されている。当該エキスパンションジョイントは、原則、大臣認定が必要となるが、取扱削除後も特定行政庁や指定確認検査機関により、この取扱いを運用しているところもある。各申請先と事前に相談されたい。</p> <p>[参考：2002年版まで掲載していた取扱いの抜粋]</p> <p><b>2) 防火区画の壁・床に設けるエキスパンション・ジョイントの取扱い</b></p> <p>防火区画の壁・床にはエキスパンション・ジョイントを原則として設けてはならない。やむを得ず設ける場合には、次の各号を参考とすること。</p> <p>① 両面を1.5mm以上の鉄板(ステンレスを含む。)で覆い、内部にロックウール等の不燃材料を充填する。</p> <p>② ①以外の場合で、耐火時間に応じた耐火性能があると認められる既製品については、下記(略)、(財)日本建築センターの防災性能評定を活用する。</p>
----	-------	---	--

11	P149	<p>質疑応答1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降機の昇降路の防火区画について（H13.11.8付）の対策例は、非常用昇降機の乗降ロビーにも適用されるとある。この意味は非常用昇降機の昇降路の堅穴区画は、昇降機の乗場戸ではなく乗降ロビーと廊下の間の出入口扉で、遮煙性能を有する防火設備とすることで良いということか。</li> </ul> <p>また、当該出入口扉を特定防火設備とすれば、建基令129条の13の3第3項第3号に適合しているとして良いのか。</p>	<p>貴見のとおりである。</p>
12	P186	<p>(9)のホの回答にあるが、電動式の押ボタンは手動開放装置として認められないのか。</p>	<p>手動開放装置とはもっぱら人力によって作動できることを原則とするため認められない。ただし、非常電源を使用した押しボタンの場合は別途各申請先と相談されたい。</p>
13	その他	<p>法62条2項において、準防火地域内にある2階建ての鉄骨造等は、外壁及び軒裏を防火構造としなくてよいということか。</p>	<p>法23条に規定されている「木造建築物等」に該当しない建築物であればその必要はない。</p>
14	その他	<p>非常用EVの昇降路の出入口戸（乗場戸）に大臣認定を取得した遮煙性能を有する乗場戸を設置することは可能か。</p>	<p>大臣認定を取得した遮煙性能付き乗場戸は火災管制運転が付加され、作動後の復帰操作等に手間取る場合があるため、消火活動等について所轄消防機関と協議願いたい。</p>